

わんニヤンを

飼えなくなった

飼主共済

※ペットの医療共済（保険）
ではありません

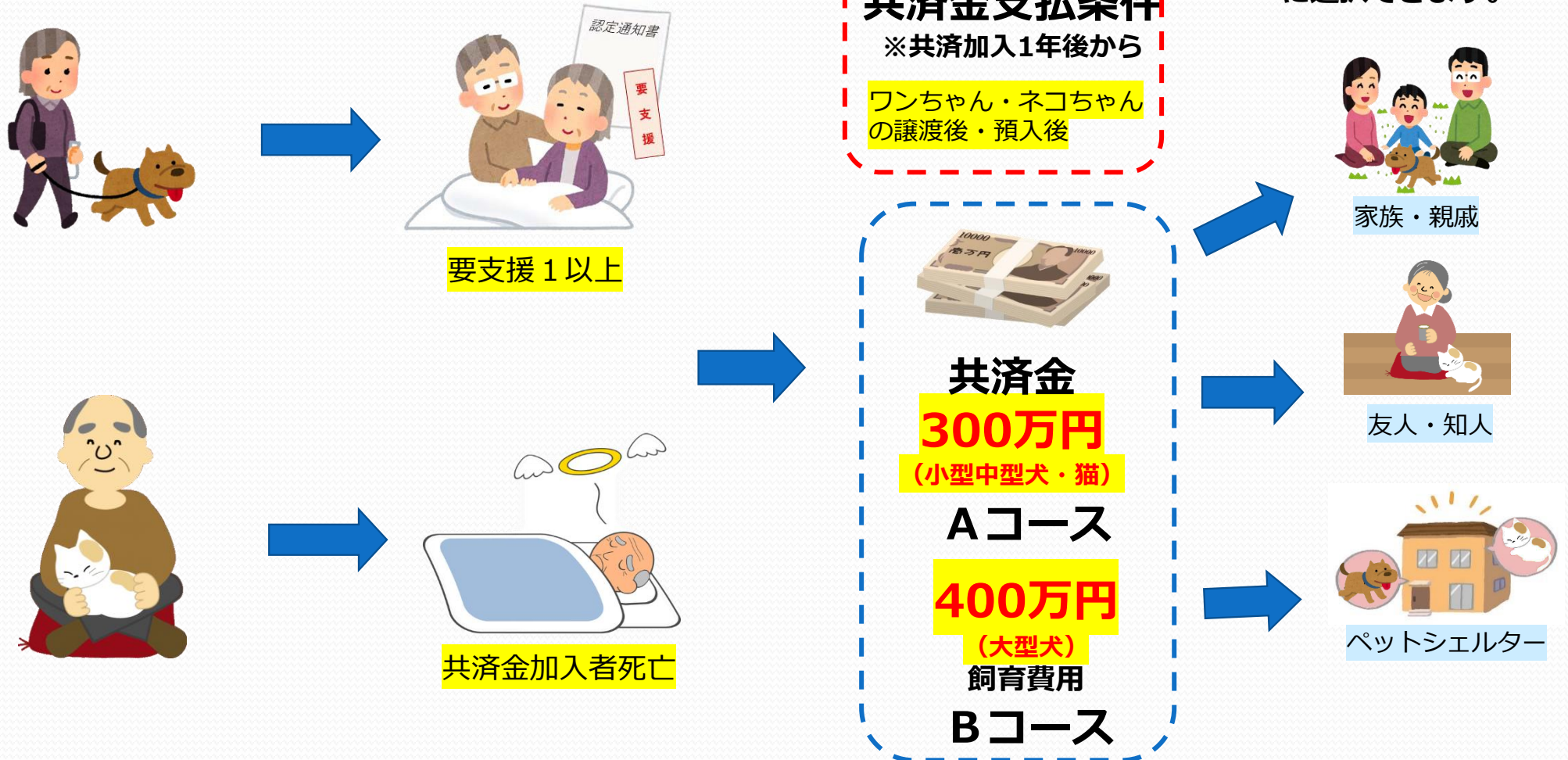


一般社団法人家庭動物愛護協会

わんニャンを飼えなくなった飼主共済の流れ

あなたの大切な家族である  ちゃ  ちゃんと暮ら
せないときがきたら、その大切な 家族のお世話をど
うしますか？

飼主はペットを預け
る際、預け先を自由
に選択できます。



Contents

共済の目的	1
一般社団法人家庭動物愛護協会会加入条件	2
契約時の事前決定	3
共済概要	4
飼育費用の準備金として共済掛金	5
オプションとして	6
共済金受取人（新しい飼主）の義務	7
共済期間・更新及び共済金受取人	8
フローチャート	9
ペットシエルター	10

共済の目的

飼主がペットを飼育出来なくなった後セフティーネットとしてのペットの飼育費用

※これはペットの医療共済（保険）ではありません！

飼主の方が自身の健康とペットの将来を心配することなく、今現在ペットと共に生活ができる環境を実現すること **(ペットのセフティーネット)**



◆お金の準備

高齢者の方がペットと共に生活出来なくなった場合に備えたペットの飼育費用



◆終の住処の準備

高齢者の方がペットと共に生活出来なくなった場合に備え、ペットが死を迎えるまで生活する住まいを飼主が健康な内に準備を整えておく

共済会加入条件



- ①一般社団法人家庭動物愛護協会に**入会**すること
- ②**要支援 1 以上の認定**を受けたことのない方
- ③ペットの飼育ができる**環境及び身体**であること
- ④**マイクロチップ装着**の登録証明書
- ⑤加入可能年齢：**18歳から84歳迄**



マイクロチップデータ登録完了通知書



オプションとして

共済更新可能年齢：**満84歳から満89歳**

但、**満85歳から満89歳前日の場合、次の二択**

- 【1】共済掛金は3倍の保険料(300万円) 据置
- 【2】共済掛金据置で保証額100万円



契約時の事前決定

飼主（契約者）様 **死亡時または要支援 1 以上**の認定を受け

ペットの飼育が出来なくなったとき

ペット預け先（譲渡先）を事前に指定。

①家族・親戚（相続人）



②友人・知人



③ペットシェルター



共済概要



- ・ 共済金

Aコース：400万円 Bコース：500万円

- ・ 共済金支払条件

Aコース：犬8年間に300円（毎年37.5万円×8回）を支払。

猫10年間に300万円（毎年30万円×10回）を支払。

Bコース：大型犬8年間に400万円（毎年50万円×8回）を支払。



介護保険被保険者証



マイクロチップデーター登録完了通知書

③共済加入者が共済掛金開始1年経過後の支払い。

- 1) **要支援1以上**の認定を受けたとき。
- 2) **契約者が死亡**したとき。

但し、ペットを第三者に**譲渡した証明書**（譲渡契約書等）を提出。

飼育費用の準備金としての共済掛金



飼主様が飼育できなくなってもペットが食べていける、生きていける共済

※この共済保険はペットの医療保険ではありません！

共済保険金

Aコース300万円 Bコース400万円

- ◆Aコース（小型犬・中型犬・猫）
- ◆Bコース（大型犬）

掛 金	コース	月 払	年 払	ペット大きさ
会 員	Aコース	6,500円	76,800円	小型・中型・猫
	Bコース	8,500円	102,000円	大型犬
一 般	Aコース	7,000円	82,800円	小型・中型・猫
	Bコース	9,000円	106,800円	大型犬

オプションとして



①入院特約（P T L 共済加入者のみ）

怪我や病気で入院したとき！

● 共済掛金は月7,000円

● 共済金支払は1日5,000円(1年間で120日分まで)



②ペットが亡くなり、新たにペットを飼ったとき、 延長契約についてはご相談ください！

共済金受取人（新しい飼主）の義務



・ペット生存確認義務

ペット所有者は**ペット生存義務**を負う

【1】**年2回以上**、共済会がペット所有者にZOOMで
ペット生存を確認（抜打ちの確認）

【2】**共済会に年1度の提出**しなければならない書類

- ① **犬**の所有者は**狂犬病予防注射済証（写）**を提出
- ② **猫**の所有者は**三種混合以上のワクチン接種証明書**
- ③ **ペット保険**の加入証書



共済期間・更新及び共済金受取人

・共済期間・更新

共済期間は1年、1年ごとの更新（更新は満85歳の誕生日前日迄）

更新により満90歳の契約応答日の前日迄



相続人

・共済金受取人

① 契約者生存中の所有者（相続人・知人・友人・飼主）

② シェルター預け中に飼主死亡且つ相続人不在の場合

飼主⇒一般社団法人家庭動物愛護協会へ変更

③ 契約者死亡時の所有者（相続人・知人・共済会）

・共済金受取人の変更

共済金受取人が預かり拒否または飼育不可能となった場合
の所有者は一般社団法人家庭動物愛護協会へ変更

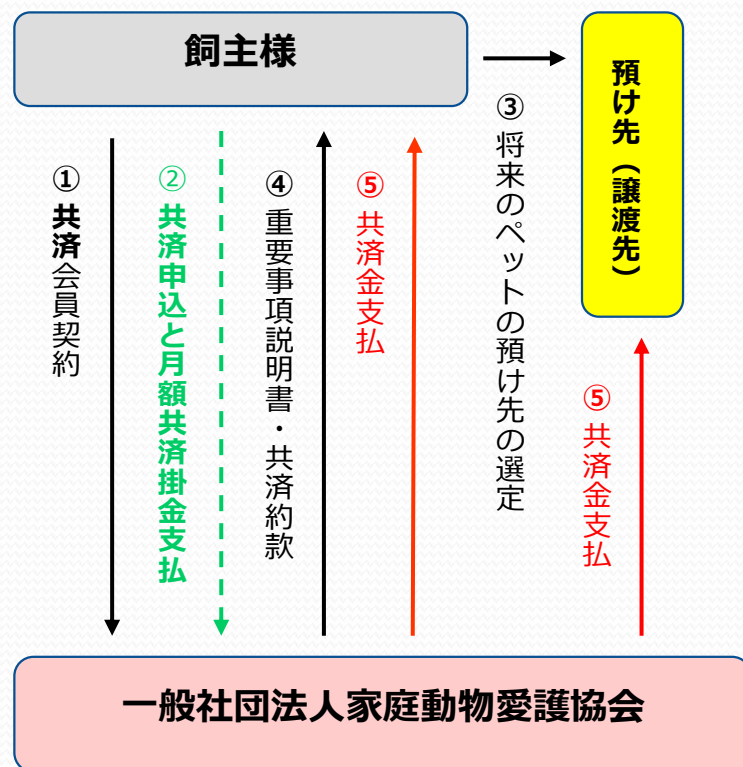


友人・知人



ペットシェルター

フローチャート



- ①飼主様は一般社団法人家庭動物一般会員への申し込みを行う。
- ②共済会の会員は共済の申し込みと同時に共済掛金を支払う。
- ③契約時に将来ペットを譲渡する先を選定する。
ただし、譲渡先の途中変更は可能。
- ④重要事項説明書・共済約款を提示する。
- ⑤ペットと共に生きる共済会は共済金を支払う。



ペットシェルターについて

犬のペットシェルター



株式会社ドックワールド

ドッグリゾート成田

このシェルターは一般社団法人家庭動物愛護協会に加入している飼い主さんが当会のシェルターをご指定いただいた場合のみご利用が可能となっております。

施設の敷地面積6000坪もあり広大なドッグランで思いっきり走り回れます。

犬猫シェルター

- ①ペットシェルターは飼主様がご自由に選ぶことができます。
- ②シェルターとご自身が自由に契約することができます。
- ③当会は犬猫が安心して幸せに暮らしていける、シェルターの紹介をいたします。
- ④共済会加入期間中であっても預り先をシェルターに変更することができます。
- ⑤シェルター申込時に保証人を要求されるのが殆どです。その際に保証人がいない飼主様は当会にご相談ください。

ネコちゃんのシェルター



※飼主様が死亡し、ペットの引取先がない場合に
当会が責任をもって引き取り先を見つけ、生涯
飼育できる様に致します。

Confidential

禁複写

2025年1月改訂版